

平成 25 年 第 5 回 筑紫野市議会定例会（9 月） 提出議案について

平成 25 年 第 5 回 筑紫野市議会定例会（会期：8 月 29 日から 9 月 20 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

| | |
|---|--|
| 同意第 3 号 | 筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| <p>筑紫野市固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服申出を審査決定するため、定数 3 人で構成される委員会で、市の基幹税である固定資産税の評価業務のより一層の適正公正を期するため、中立・独立した第三者機関として設置、運営されているものです。</p> <p>同委員会の現委員であり、本年 9 月 27 日をもって任期満了となります白石 誠 氏を引き続き委員として選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> | |
| 認定第 1 号 | 平成 24 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は 320 億 2 千 773 万 753 円、歳出決算額は 305 億 3 千 629 万 937 円です。これを差し引きした形式収支は 14 億 9 千 143 万 9 千 816 円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第 2 号 | 平成 24 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は 96 億 5 千 994 万 8 千 354 円、歳出決算額は 94 億 2 千 800 万 2 千 660 円です。これを差し引きした形式収支は 2 億 3 千 194 万 5 千 694 円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第 3 号 | 平成 24 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は 1 千 98 万 1 千 781 円、歳出決算額は 1 千 72 万 5 千 542 円です。これを差し引きした形式収支は 25 万 6 千 239 円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第 4 号 | 平成 24 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入、歳出決算額ともに 507 万 3 千 821 円となっています。</p> | |
| 認定第 5 号 | 平成 24 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

| | |
|--|--------------------------------------|
| <p>歳入決算額は52億6千48万5千131円、歳出決算額は51億7千799万4千379円です。これを差し引きした形式収支は8千249万752円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第6号 | 平成24年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は19億1千95万5千482円、歳出決算額は18億7千331万4千228円です。これを差し引きした形式収支は3千764万1千254円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第7号 | 平成24年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入、歳出決算額ともに6千739万2千349円となっています。</p> | |
| 認定第8号 | 平成24年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入、歳出決算額ともに2億2千181万8千258円となっています。</p> | |
| 認定第9号 | 平成24年度筑紫野市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入、歳出決算額ともに6億1千152万75円となっています。</p> | |
| 認定第10号 | 平成24年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は250万1千439円、歳出決算額は161万6円です。これを差し引きした形式収支は89万1千433円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第11号 | 平成24年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は1千15万5千940円、歳出決算額は879万4千492円です。これを差し引きした形式収支は136万1千448円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第12号 | 平成24年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| <p>歳入決算額は2千383万823円、歳出決算額は2千357万2千823円です。これを差し引きした形式収支は25万8千円の黒字となっています。</p> | |
| 認定第13号 | 平成24年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| <p>平成24年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金3億7千653万9千736円のうち733万5千円を減債積立金に、7千334万円を建設改良積立金に積み立て、</p> | |

残余の2億9千586万4千736円を繰り越すものです。

また、平成24年度水道事業会計決算については、収益的収支では、収入総額17億8千924万4千96円、支出総額16億4千256万3千215円で、1億4千668万881円の純利益が生じており、資本的収支では、収入総額2億124万800円、支出総額7億2千434万5千340円で、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しています。

認定第14号

平成24年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金2億7千356万676円のうち168万9千円を減債積立金に、1千688万5千円を建設改良積立金に積み立て、残余の2億5千498万6千676円を繰り越すものです。

また、平成24年度下水道事業会計決算については、収益的収支では、収入総額17億8千116万4千703円、支出総額17億4千739万3千993円で、3千377万710円の純利益が生じており、資本的収支では、収入総額9億4千772万5千758円、支出総額14億3千918万3千381円で、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しています。

報告第8号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見を付けて報告するものです。

健全化判断比率のうち、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示す実質赤字比率について、本市におきましては実質赤字額はありません。

標準財政規模に対する公営企業を含めた本市の全会計の実質赤字の合計額の比率を示す連結実質赤字比率について、本市においてはすべての会計において実質収支は黒字であり、連結実質赤字額はありません。

標準財政規模を基本とした額に対する一般会計等における地方債の元利償還金及び公営企業や一部事務組合等を含む地方債の元利償還金の本市の負担額の比率を示す実質公債費比率については、平成24年度の比率は12.3%となり、早期健全化基準の25%を下回ったものとなっております。

標準財政規模を基本とした額に対する本市のすべての会計及び一部事務組合、土地開発公社などの市が設立した法人まで含めた将来負担額の比率を示す将来負担比率については、平成 24 年度の比率は 32.5%となり、早期健全化基準の 350%を下回ったものとなっています。

本市が経営する公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率を示す資金不足比率について、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありません。

報告第 9 号 筑紫野市土地開発公社事業等の報告について

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものです。

「総括」としては、一般庶務事項として、平成 24 年度に理事会を 3 回開催し、7 件の議案について審議され、全て原案のとおり可決されました。また、役員については、4 月に理事長及び常務理事が新たに就任しました。職員については、筑紫野市の人事異動に伴い派遣職員に変更がありました。

「事業計画の執行状況」としては、取得について、台帳番号 65 番の「市道上原田線道路改築事業」について総取得面積 660 m²を 2 千 723 万 6 千 435 円で、台帳番号 66 番の「都市計画道路次田大門線事業」について総取得面積 4 m²を 31 万 8 千 886 円で、台帳番号 67 番の「多目的運動広場整備事業」について総取得面積 1 万 8 千 336 m²を 10 億 2 万 7 千 856 円で取得しています。

処分については、台帳番号 64 番の「筑紫地区まちづくり整備事業」について、582 m²を 3 千 680 万 6 千 646 円で市へ売却しています。

「財務の状況」としては、平成 24 年度は「筑紫地区まちづくり整備事業」の一部を処分しましたが、当期純損失が 557 万 8 千円となり、準備金合計は 3 億 3 千 405 万 4 千円となっています。

借入金の期末残高については、金融機関からの短期借入金 5 億 1 千 419 万 9 千円、長期借入金 15 億 2 千 768 万 5 千円となっており、取得事業費の借入に伴い前年度比 10 億 1 千 789 万 5 千円増となっています。

保有土地については、平成 24 年度期首残高 13 億 5 千 99 万 6 千 814 円に対し、平成 24 年度増加高 10 億 3 千 408 万 9 千 686 円、減少高 3 千 536 万 9 千 486 円となったことから、平成 24 年度期末残高 23 億 4 千 971 万 7 千 14 円となっています。

また、平成 24 年度筑紫野市土地開発公社決算の監査報告について、本年 5 月 16 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものです。

当管理公社は公益法人制度改革関連三法に基づき、福岡県へ公益財団法人への移行申請をし、平成 25 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行し、法人名称を事業目的に合わせて「公益財団法人筑紫野市文化振興財団」と改称しました。

平成 24 年度決算については、公益財団法人移行前の管理公社としての報告です。

管理公社の事業については、筑紫野市より指定管理者として受託している筑紫野市文化会館の運営に伴うものです。

文化会館の利用状況としては、合計入場者数は 11 万 1 千 998 人、使用料は 2 千 713 万 9 千 130 円です。使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1 千 824 万 2 千 340 円となっており、実質の納入額は 889 万 6 千 790 円です。

決算の状況としては、事業活動収入合計は 7 千 801 万 6 千 453 円です。その主なものは、指定管理受託収入の 7 千 800 万円です。

支出の合計は 7 千 904 万 959 円です。その主なものは、文化会館管理費 6 千 958 万 3 千 959 円で、人件費、消耗品費、施設の光熱水費、清掃等の委託費等です。また、特別会計への繰入金支出の 945 万 7 千円については、自主事業特別会計への支出です。

収入から支出を引いた事業活動収支差額はマイナス 102 万 4 千 506 円となり、これが当期収支差額で、これに前期繰越収支差額 444 万 6 千 499 円を加えると 342 万 1 千 993 円となり、この額が次期繰越収支差額となります。

自主事業の特別会計については、23 件の事業を行っており、主なものとして、財団法人地域創造の助成金を獲得したこともあり、平成 24 年 4 月 8 日に筑紫野市制施行 40 周年記念特別事業として市民劇「筑紫野ロマン飛行」を開催しました。

自主事業特別会計決算は、事業活動収入の合計は 2 千 672 万 2 千 691 円です。その主な内容は事業収入の 1 千 277 万 2 千 150 円、財団法人地域創造からの民間助成金収入 400 万円、一般会計からの繰入金収入の 945 万 7 千円です。

支出の合計は 3 千 12 万 2 千 955 円です。その内容は、消耗品費、手数料、委託料等です。収入から支出を引いた事業活動収支差額はマイナス 340 万 264 円です。

投資活動収支の部の支出は、市制施行 40 周年記念事業 8 本を開催するために運用財産積立資産

を550万円取り崩しています。

また、周年事業のための積立として周年事業積立資産取得支出400万円があります。

先ほどの事業活動収支差額マイナス340万264円に運用財産積立資産取崩収入550万円を加え、周年事業積立資産取得支出400万円を引くと、マイナス190万264円となり、これが当期収支差額となります。これに前期繰越収支差額341万5千590円を加えると151万5千326円となり、この額が次期繰越収支差額となります。

報告第11号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

内容は、平成25年6月7日、筑紫野市立筑紫野南中学校のグラウンドで部活動中の野球部員の打球が、破損し穴が開いていたフェンスから通り抜け、隣接する向かいの家の窓ガラスを損壊させたものです。

この財物の損害賠償額について、8千4百円で示談協議が整い、平成25年7月18日付で専決処分を行ったところです。

議案第49号 工事請負契約の締結について

本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。工事名は、起工第109号消防本部・筑紫野消防署本庁舎建築工事で、契約の方法は一般競争入札であり、契約金が9億9千960万円です。予定価格は10億円です。

契約の相手方は、福岡市博多区店屋町2番16号、銭高組・ナガタ建設特定建設工事共同企業体株式会社銭高組九州支店 理事支店長 衛藤洋一 氏です。

議案第50号 工事請負契約の締結について

本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。工事名は、起工第121号消防本部・筑紫野消防署本庁舎電気設備工事で、契約の方法は一般競争入札であり、契約金が2億7千万150円です。予定価格は3億円です。

契約の相手方は、福岡市早良区祖原21番2号、佐電工・太宰府電工特定建設工事共同企業体株式会社佐電工福岡支店 取締役支店長 福所勝利 氏です。

| | |
|--|------------------------------------|
| 議案第 51 号 | 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| <p>本件は、地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正の主な内容は、年金特別徴収の納税者が市外に転出した場合に特別徴収を継続するための年金受給者の除外規定の見直しを行うこと、年金所得に係る仮徴収税額の算定方法の見直しを行い、本徴収税額と仮徴収税額の平準化を図ること、株式等に係る損益通算の見直しを行うことなどです。</p> | |
| 議案第 52 号 | 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| <p>本件は、地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な内容は、利子所得が新たに分離課税の対象とされたこと、また、「株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度」における株式等が上場株式等と一般株式等に改組されたことです。</p> | |
| 議案第 53 号 | 筑紫野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| <p>本件は、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、延滞金の割合の特例の規定を改正するものです。</p> | |
| 議案第 54 号 | 筑紫野市子ども・子育て会議条例の制定について |
| <p>本件は、「特定教育・保育施設の利用定員の設定」、「特定地域型保育事業の利用定員の設定」、「子ども・子育て支援事業計画の策定」等に関し調査審議するため、地方版「子ども・子育て会議」を設置するため条例を制定するものです。</p> <p>また、筑紫野市子ども・子育て会議の設置により、筑紫野市保育運営審議会の所掌事務を補完することができるため、筑紫野市保育運営審議会条例を併せて廃止するものです。</p> | |
| 議案第 55 号 | 筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| <p>本件は、本年 10 月 1 日に開園を予定している上原田公園について、条例への明記及び同公園内にあります多目的グラウンドの使用料を規定するための改正です。</p> | |
| 議案第 56 号 | 平成 25 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 2 号）について |
| <p>補正予算の内容は、歳出予算としては、風しん予防接種費用助成金 319 万円、青年就農給付金事業 450 万円、中小企業融資保証料補助金 300 万円、下見池埋め立て事業 1 千 169 万 9 千円、共同調理場施設整備事業 1 千 969 万 7 千円、公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業 100 万円などの増額や文化会館管理運営事業 180 万円を減額するものです。</p> <p>歳入予算としては、地方交付税 3 千 139 万 6 千円、乳幼児家庭全戸訪問等事業費県補助金 261</p> | |

万円、青年就農給付金事業費県補助金 450 万円、公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業県委託金 100 万円、消防施設整備事業債 690 万円などの増額や子育て支援交付金 341 万 3 千円、農林業施設整備事業債 90 万円を減額するものです。

このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千 425 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317 億 1 千 416 万 1 千円とするものです。

債務負担行為の補正として、追加の場合で 3 件の 3 千 694 万 6 千円を、一部事務組合分として 2 件の 4 千 421 万 1 千円を計上しています。

地方債補正については、変更の場合として 2 件の 4 千 100 万円を計上しています。

議案第 57 号

平成 25 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

補正予算の内容は、歳出予算としては、前期高齢者納付金 45 万 4 千円、一般被保険者保険税還付金 200 万円などの増額や後期高齢者支援金 459 万 1 千円、介護納付金 215 万 7 千円などを減額するものです。

歳入予算としては、療養給付費等国庫負担金 161 万 2 千円、普通調整交付金 100 万円などの増額や一般被保険者国民健康保険税滞納繰越分 529 万 7 千円、前期高齢者交付金 229 万円を減額するものです。

このため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 483 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 98 億 6 千 126 万円とするものです。

議案第 58 号

平成 25 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

補正予算の内容は、歳出予算としては、国庫支出金返還金 846 万 8 千円、県支出金返還金 760 万 3 千円、社会保険診療報酬支払基金返還金 711 万 2 千円、予備費 5 千 930 万 7 千円を増額するものです。

歳入予算としては、前年度繰越金 8 千 249 万円を増額するものです。

このため、歳入歳出それぞれ 8 千 249 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 56 億 6 千 485 万 5 千円とするものです。

議案第 59 号

平成 25 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）に

| | |
|--|-----|
| | ついて |
|--|-----|

補正予算の内容は、歳出予算としては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金 3 千 653 万 8 千円、予備費 110 万 3 千円を増額するものです。

歳入予算としては、前年度繰越金 3 千 764 万 1 千円を増額するものです。

このため、歳入歳出それぞれ 3 千 764 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 9 千 575 万 8 千円とするものです。